

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 冷水峠風力発電事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和7年5月27日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 冷水峠風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 8月18日
環境大臣意見受理	平成26年10月10日
経済産業大臣意見発出	平成26年11月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成26年11月26日
住民意見の概要等受理	平成27年 7月 8日
青森県知事意見受理	平成27年 9月15日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 5月 1日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年10月30日
住民意見の概要等受理	平成27年12月22日
青森県知事意見受理	平成28年 2月29日
環境大臣意見受理	平成28年 3月 1日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 3月15日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和7年 5月12日
環境影響評価書確定通知	令和7年 5月27日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、木全  
電話03-3501-1742（直通）